

## タイにおける並行輸入の原則と例外

Satyapon & Partners Ltd.

Sukhprem Sachdecha

(パートナー弁理士)



Satyapon & Partners Ltd.は、1995年に設立されたバンコクにある知的財産専門法律事務所である。現在、15名以上の弁護士・弁理士を擁し、知的財産関連法律業務を総合的に取り扱っている。Sukhprem Sachdecha氏は、パートナー弁理士であり、2004年に当事務所に入所以来、特許、意匠、商標を含むあらゆる知財分野を担当している。また、同氏は、タマサート国立大学で特許法の教鞭を執っている。

### 概要

2000年に改正された1991年タイ商標法（商標法）には、真正商品の並行輸入の問題に直接的に対処する規定は存在しない。

商標法における規定はないものの、最高裁判所判決 No. 2817/2543（2000年）に基づき、タイは商標権の国際消尽の原則を認めているため、真正商品の並行輸入および販売は、商標権侵害とはみなされない。それゆえ、タイでは、真正商品が並行輸入された場合、商標権者が輸入業者または販売業者を相手取り商標権侵害を主張することはできない。

しかしながら、注意すべき点として、上記の最高裁判所判決に基づき商品の並行輸入は合法であるにもかかわらず、並行輸入に関する最近の判決（最高裁判所判決 No. 2905/2552（2009年））において、並行輸入業者は、真正商品の輸入または販売に関しては商標権侵害の責任を問われなくても、看板、ショーウィンドー、請求書、名刺などの広告材料または商業文書に当該商標を無許可で使用した場合には、顧客吸引力の不正利用とみなされ、不法行為と判示されている。さらに、広告材料または商業文書に商標を無許可で使用した場合、その輸入業者または販売業者は、刑法典第272条(1)項に基づく刑事処分の対象となる可能性がある。

## 商標権に関する並行輸入問題

商標法第44条は、「第27条（共存する商標登録）および第68条（ライセンス）に従うことを条件として、商標権者は当該商標の登録対象である商品に関して、当該商標を排他的に使用する権利を有する」と定めている。商標権侵害の例外は、第47条に規定されている。しかし、商標法は、並行輸入に関するいかなる規定も盛り込んでいない。

商標法とは異なり、タイ特許法が1999年に改正された際、特許権侵害の例外として並行輸入が追加された。改正されたタイ特許法第36条第2段(7)の規定に従い、特許権者の排他的権利は「特許製品が特許権者の許可または同意を得て製造または販売された場合には、特許製品の使用、販売、販売目的の保有、販売申込みまたは輸入」には適用されない。さらに、タイ著作権法が2015年に改正された際、著作権侵害の例外として並行輸入が追加された。改正されたタイ著作権法第32条第1段の規定に従い、「著作物の原作品または複製物の所有権を合法的に取得した者による著作物の原作品または複製物の販売は、著作権侵害とはみなされない」。上記により、特許法および著作権法は国際消尽の原則を採用していることが分かる。

特許法および著作権法において、それぞれ特許権侵害または著作権侵害から並行輸入を除外する規定が組み込まれた後、商標法も2000年および2016年に改正されたものの、並行輸入に関する規定は商標法には組み込まれなかった。それゆえ、商標権に関する並行輸入問題については、商標法ではなく、最高裁判所の先例に準拠する必要がある。

## 商標権に関する並行輸入の一般原則

商標法には、並行輸入問題に関する規定がないにもかかわらず、この問題に関する最高裁判所判決はいくつか存在する。

先述したように、商標法第27条（共存する商標登録）および第68条（ライセンス）に従うことを条件として、第44条に基づき、商標権者は当該商標の登録対象である商品に関して当該商標を排他的に使用する権利を有する。以前の最高裁判所判決では、商標権者は登録対象である商品に関して当該商標を排他的に使用する権利を有し、かかる排他的権利には当該商品を輸入する権利も含まれると判示されていた。したがって、商標権者の許可を得ていない、登録商標を付した真正商品の並行輸入は、商標権侵害とみなされた（最高裁判所判決 No. 657/2499（1956年）、No. 366/2500（1957年）、No. 882/2504（1961年）、Nos. 1271-1273/2508（1965年）、Nos. 1669-1672/2523（1980年）および No. 4603/2533（1990年））。

しかし、最高裁判所判決 No. 2817/2543（2000年）では、商標権者が商品を販売し、かかる販売から利益を得た後は、当該商標権者の排他的権利は世界のあらゆる場所において消尽すると判示された。それゆえ、商標権者は、商品を正當にまたは合法的に入手した者が当該商品を他者に転売することを妨げる権利はない。この判決に基づき、タイは商標権の国際消尽の原則を適用したため、真正商品の並行輸入および販売は商標権侵害とはみなされない。

したがって、この最高裁判所の先例に基づき、真正商品の並行輸入は商標侵害とは認められない。

### **並行輸入業者の商標使用の制限**

最高裁判所判決 No. 2817/2543（2000年）に基づき、並行輸入は商標権侵害とはみなされないものの、その後の最高裁判所判決 No. 2905/2552（2009年）は、並行輸入業者の商標使用に制限を設けている。

最高裁判所は、当該判決 No. 2905/2552（2009年）において、並行輸入業者は、いかなるライセンス料も支払っておらず、正規販売店に課せられる品質管理の義務もないと述べた。したがって、並行輸入業者が、他者の取引上の名称、ハウスマーク、商標もしくは文言を使用する、またはこれらを商品、パッケージ、外装、広告、価格表、商業通信文などに表示し、当該並行輸入業者が商標権者の正規販売店であると公衆に信じさせる場合、当該並行輸入業者は下記の刑法典第272条(1)項に基づき処罰される可能性があり、商標権者はかかる使用を阻止する権利を与えられる。

刑法典第272条(1)項は、次のように定めている：

『他者の取引上の名称、ハウスマーク、商標もしくは文言を使用する、またはこれらを商品、パッケージ、外装、広告、価格表、商業通信文などに表示することにより、かかる他者の商品または取引であると公衆に信じさせるいかなる者も、処罰される。』

それゆえ、当該判決に基づき、並行輸入業者または並行輸入された真正商品の販売業者は、看板、請求書、価格表、名刺、ちらし、カタログなどの広告材料または商業文書に当該商標を使用することはできない。なぜなら、かかる使用は基本的に、正規販売店だけに許されるためである。また、かかる使用は、商標権者と何らかの関係がある、または輸入業者が正規販売店であると公衆に誤解させるおそれもある。

よって、並行輸入業者は、輸入された真正商品の販売に関しては商標権侵害の責任を問われなくても、明示的な許可を受けずに当該商標を複製し、販売または広告目的で当該商標を自己のショーウィンドー、名刺、カタログ、ちらし、商業通信文その他の業務用品などに使用する場合には、刑事責任を問われる可能性がある。

加えて、医薬品などのように、輸入または販売のライセンスまたは承認が必要な一部の商品について、並行輸入業者または並行輸入品の販売業者が、当該商品を輸入または販売するためのライセンスを持っていない場合、当該商品の輸入または販売は医薬品法など関連法に基づき犯罪とみなされる。したがって、該当する商品に関して輸入または販売のライセンスまたは承認が必要かどうかについて、弁護士に相談することが望ましい。

## 提言

上記に挙げた最高裁判所の先例に基づき、並行輸入業者は、輸入された真正商品の販売に関しては責任を問われなくても、明示的な許可を受けずに当該商標を複製し、販売または広告目的で当該商標を自己のショーウィンドー、名刺、カタログ、ちらし、商業通信文その他の業務用品などに使用する場合には、刑事責任を問われる可能性がある。したがって、無許可の並行輸入に対して起こされる訴訟は、並行輸入業者もしくは並行輸入品の販売業者の実際の行為または該当する実際の商品に基づき、個々の状況に応じて検討する必要がある。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)